

令和 7 年度予算概算決定等について

令和 7 年 1 月
九州農政局
生産部生産振興課

令和7年産水田活用予算の全体像

○ 令和7年度当初予算と令和6年度補正予算を合わせ、令和7年産における作付転換支援や畑地化に対応可能な予算総額を確保。

令和6年度補正予算

令和7年度当初予算

畑地化支援

④ 畑地化促進事業

(畑地化の取組等への支援)

450億円【R6補正】

畑作物産地形成

③ 畑作物産地形成促進事業

160億円【R6補正】

<対象作物> 麦・大豆、高収益作物(野菜等)、
子実用とうもろこし

麦大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 50億円【R6補正】 + 0.4億円【R7当初】

① 水田活用の直接支払交付金

2760億円【R7当初】

② コメ新市場開拓等促進事業 110億円【R7当初】

<対象作物> 新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

<関連予算>

・乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等

400億円の内数(新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、
110億円の内数(産地生産基盤パワーアップ事業)【R6補正】

+ 80億円(新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、
120億円(強い農業づくり総合支援交付金)【R7当初】

・米粉の利用拡大支援 20億円(米粉需要創出・利用促進対策事業)【R6補正】

・国産飼料の生産・利用拡大

133億円(所要額)【R6補正】 + 18億円の内数【R7当初】
(国産飼料生産・利用拡大緊急対策、飼料備蓄・増産流通合理化事業)

・機械・施設等の導入支援

400億円の内数(新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、
110億円の内数(産地生産基盤パワーアップ事業)【R6補正】

+ 80億円の内数(新基本計画実装・農業構造転換支援事業)、
120億円の内数(強い農業づくり総合支援交付金)【R7当初】

・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備

461億円の内数【R6補正】 + 152億円【R7当初】(農業農村整備事業等)

・中山間地域等に対する支援 13億円の内数【R6補正】 + 74億円の内数【R7当初】
(農山漁村振興交付金等)

令和7年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【令和6年産】

水田活用の直接支払交付金【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援* ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業【R5補正】

- 畑地化支援*：14.0万円/10a
- 定着促進支援*：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

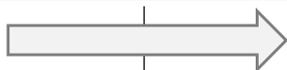
畑作物産地形成促進事業*【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業*【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

（注：*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。）



【令和7年産】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援* ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業【R6補正】

- 畑地化支援*：10.5万円/10a
- 定着促進支援*：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
- ※会計検査院からの指摘を踏まえ取組や現場確認の改善を実施

コメ新市場開拓等促進事業*【R7当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
- ※現場確認の改善を実施

水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算決定額 287,000 (301,500) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携**に基づいた**低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着**等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業

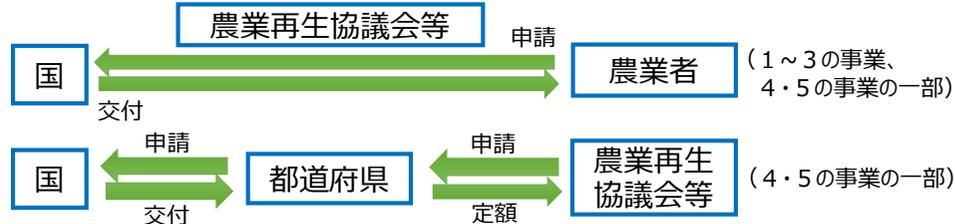
11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a*2

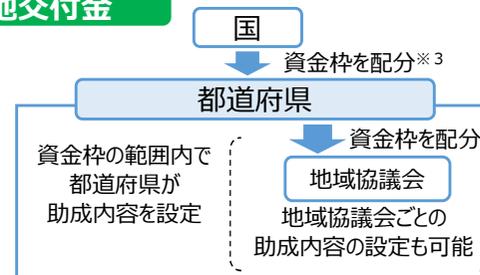
*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

*2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付により確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

*4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和6年度補正予算と併せて実施）

① 畑地化支援*5：10.5万円/10a

② 定着促進支援*5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間

または10万円（15万円*6）/10a（一括）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

*5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

*6：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

- 水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物及びWCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する**基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1/2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。**

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合に交付対象外（H26～）
加工用米 新市場開拓用米	当初契約数量の8割に満たない場合に交付対象外（H24～）
麦・大豆	基準単収値の2分の1に満たない場合に交付対象外（R6～）
飼料作物 WCS用稲	<p>基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合に交付対象外</p> <p>↳ 捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収[*]の1/2に満たない場合、交付金を支払わない。</p>

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定

令和7年産に向けた産地交付金等の活用について

- 主食用米の価格上昇の中でも、加工用米等の契約の維持・拡大を図るため、各都道府県が産地交付金や都道府県連携型助成を活用し、需要に応じた生産を進められるよう、活用方法等について周知。

作付転換取組者への支援額の拡充

- 主食用米の作付面積が増加（= 転換作物の作付面積が減少）した場合でも、当年産の産地交付金の配分額は基本的に変わらないことから、転換作物の単位面積あたりの交付額は増加

A協議会の例



メリハリをつけた支援単価の設定

- 非主食用米の取組を維持・拡大に向け、県設定単価を見直しする事例も存在

N県協議会の例

令和6年産		令和7年産	
①加工用米	0.6万円/10a	①加工用米	1.0万円/10a
②新市場開拓用米	0.6万円/10a	②新市場開拓用米	1.0万円/10a
③高収益作物（拡大分）	2.5万円/10a	③米粉用米	1.0万円/10a
④WCS用稲	0.5万円/10a	④WCS用稲	0.5万円/10a

コメ新市場開拓等促進事業

【令和7年度予算概算決定額 11,000 (11,000) 百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

11,000 (11,000) 百万円

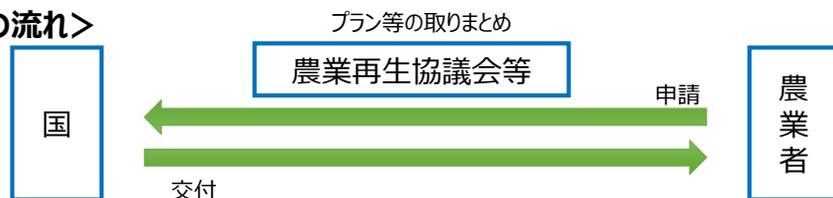
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：**新市場開拓用米** 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※ 1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※ 2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※ 3 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※ 4 予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

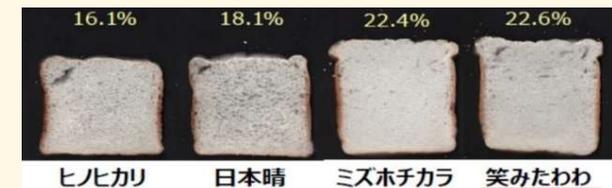
米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0196)

<対策のポイント>

国産需要が高まる**麦・大豆等の畑作物の本作化等**に向け、**水田における畑作物の導入・定着に向けた取組**や、**機械・技術の導入**のほか、**水田の畑地化・畑地の高機能化等**に必要な**基盤整備**、**安定供給に向けた流通対策**、**利用拡大に向けた消費対策等**の**支援**を行います。

<政策目標>

麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108万t、大麦・はだか麦 23万t、大豆 34万t [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

水田における畑作物の本作化の促進

○ 畑地化促進事業 45,000百万円

- 水田の**畑地化**や畑地化後の**畑作物の定着**までの一定期間を支援
- 畑作物の産地づくりに向けた**関係者間の調整**や、**土地改良区**の**地区除外決済金**等を支援

田畑輪換の例（4年4作）



○ 畑作物産地形成促進事業 16,000百万円

- 実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等**の**技術導入**や**畑作物の導入・定着**に向けた取組を支援



小麦・大豆の国産化の推進

○ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 5,008百万円

- 麦・大豆等の国産シェアを拡大するため、水田・畑を問わず、作付けの**団地化**や**営農技術の導入**等を支援するほか、**安定供給に向けた一時保管**や**新たな流通モデルづくり**、**利用拡大に向けた新商品開発**等を総合的に支援

（関連事業）

○ 産地生産基盤パワーアップ事業及び新基本計画実装・農業構造転換支援事業 51,000百万円の内数

- 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、**乾燥調製施設**や**ストックセンター**、**食品加工施設の整備**等や**再編集約・合理化**を支援します。

国産需要の高い作物の生産拡大支援

○ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

5,829百万円の内数

- ばれいしょ・豆類・そば等**の**安定生産・供給体制**を構築するため、**種いも産地形成**や**実需と連携した産地モデル育成**、**新品種導入**、**湿害対策技術の導入**、**病害虫まん延防止対策**、**気候変動対策等**の取組を支援



農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 46,087百万円の内数

- パイプライン化**や**排水改良**等による**水田の畑地化**等の**基盤整備**を支援



- 畑地かんがい施設**の**整備**や**区画整理**、**農道整備**等の**基盤整備**を支援



- 畜産クラスター計画を策定した地域において、**草地の大区画化**、**排水改良**等の**基盤整備**を推進



〈対策のポイント〉

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

〈事業目標〉

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

〈事業の内容〉

〈事業イメージ〉

1. 畑地化支援

水田を畑地化※して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年産単価)	2 定着促進支援 (令和7年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0*) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0*) 万円/10a (一括) (※ 加工・業務用野菜等の場合)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

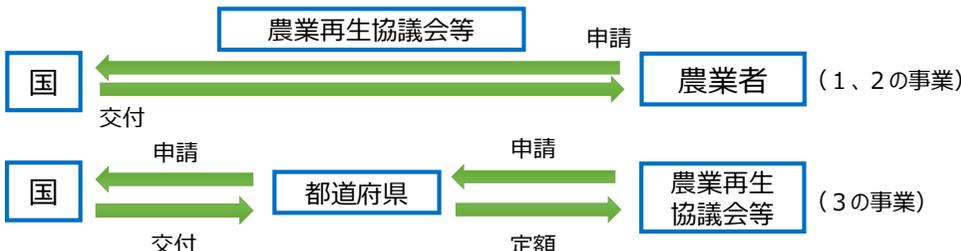
② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



〈事業の流れ〉

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化促進事業について（7年産単価）

- 「畑地化促進事業」については、畑作物が連続して作付けされている水田について、麦・大豆、加工・業務用野菜等の需要のある作物の産地化に向け、**畑地化支援・定着促進支援**等により着実に支援する仕組みを措置。本事業により、令和6年産までに合計約4.8万haについて畑地化を行い、畑作物の本作化を推進。
- **令和6年産の畑地化支援の単価**については、事業開始以降、麦・大豆の生産拡大を進めている中、畑地化の合意形成などの意見調整に時間を要している産地があったことから**14.0万円/10a**としていたところ、**令和7年産の支援の単価**については、**先に畑地化に取り組んだ者との公平性**の観点から、いずれも基本となる**10.5万円/10a**とし、産地化を進めるための**定着促進支援の単価（2.0万円/10a×5年間）は維持**することとする。

◆ 畑地化取組年度による支援金額の違い（畑作物（麦、大豆、飼料作物）の場合）

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和5～7年以降の支援総額
令和5年産に畑地化実施	<p>畑地化</p> <p>畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>—</p> <p>畑地化の合意形成などに時間を要している産地があったことから単価を維持</p>	<p>—</p>	<p>▶ 14.0万円/10a (+10万円/10a)</p>
令和6年産に畑地化実施	<p>水活受給</p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p>畑地化</p> <p>畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>—</p> <p>先に令和6年産から畑地化に取り組んだ者との公平性の観点から単価引下げ</p>	<p>▶ 17.5万円/10a (+10万円/10a)</p>
令和7年産に畑地化実施	<p>水活受給</p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p>水活受給</p> <p>戦略作物助成：3.5万円/10a</p>	<p>畑地化</p> <p>畑地化支援：10.5万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間</p>	<p>▶ 17.5万円/10a (+10万円/10a)</p>

注：高収益作物の畑地化支援単価は、令和5年産 17.5万円/10a、令和6年産 14.0万円/10a

〈対策のポイント〉

主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における**麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

〈事業目標〉

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

〈事業の内容〉

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 16,000百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和8年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

〈留意事項〉

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、48百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術
(不耕起播種栽培など)



土壌診断に基づく土づくり

畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

2. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物による畑地化**（10.5万円/10a）
- ② **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a） ※加工・業務用野菜等の場合

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

[お問い合わせ先]

（1 ①の事業）	畜産局飼料課	（03-3502-5993）
（1 ①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-6744-2113）
（1 ②の事業）	経営局経営政策課	（03-6744-2148）
（1 ③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）
（2の事業）	農産局企画課※	（03-3597-0191）
（3の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）

※プロジェクトの窓口を担当

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認
支援

策定
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

1. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援（4億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（120億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（20億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（53億円の内数）

2. 高収益作物の導入・定着支援

- ①：水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,760億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- ①：農業農村整備事業（3,331億円の内数）、農地耕作条件改善事業（198億円）、
畑作等促進整備事業（22億円）

參考資料

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映(H29. 4月1日付け政策統括官通知)

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4~R8)に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルール具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病虫害の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病虫害被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病虫害、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病虫害研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

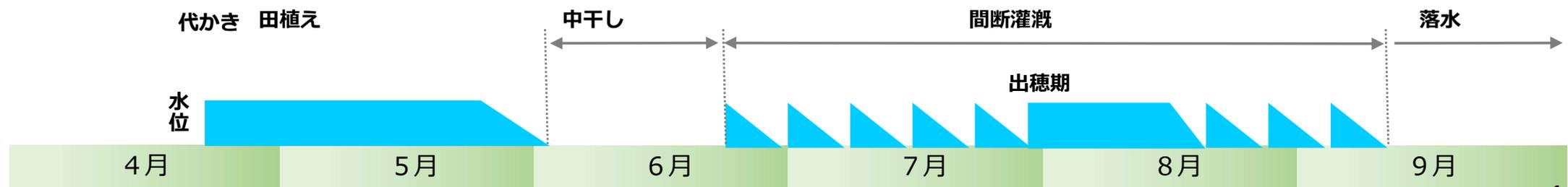
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

畑地化促進事業の推進状況

- 「畑地化促進事業」(R4補正250億円、R5補正750億円等)は、水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む生産者を支援する事業であり、(a)畑地化支援(14.0万円/10aほか)、(b)定着促進支援(2万円/10aほか)、(c)産地づくり体制構築等支援(上限25万円/10a、1協議会あたり上限300万円)を実施。
- 本事業により、R5開始分として要件確認が出来たすべて(約3万ha分)について交付金を交付するとともに、**R6開始分として地域の関係機関(土地改良区、農業委員会)や地主等からの同意が得られていることの確認がなされたすべて(約1.8万ha分)の畑地化の取組**を新たに支援することとし、**正式に採択を実施**。

支援内容

- (a)畑地化支援**：水田における畑地化※1の取組を支援
(b)定着促進支援：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を5年間支援

対象作物	(a)畑地化支援	(b)定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※2 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり) ※加工・業務用野菜等の場合は3万円/10a
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり)

※1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない。)

※2 令和5年産に採択された者は17.5万円/10a

(c)産地づくり体制構築等支援：

- ・畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費(地区除外決済金や協力金)を支援(上限25万円/10a)(土地改良区決済金等支援)
- ・団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援(1協議会あたり上限300万円)(産地づくりに向けた体制構築支援)

〔執行状況(見込み)〕

	R4開始分	R5開始分	R6開始分
	交付額	交付額	採択額
(a)畑地化支援	48億円	452億円	247億円
(b)定着促進支援※	13億円	59億円	35億円
(c)産地づくり体制構築等支援	—	51億円	43億円

※ 定着促進支援については過年度開始分についてもR6開始分と合わせて支援。

〔地域別状況〕

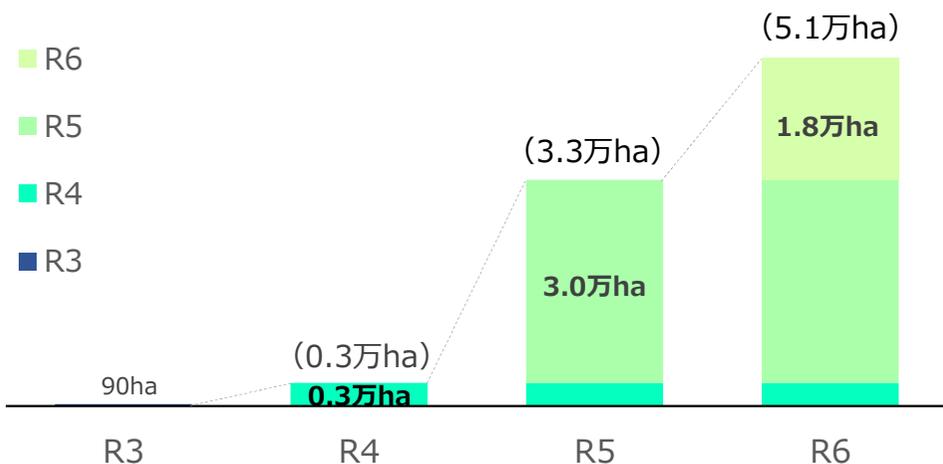
(億円)

	R4年度	R5年度	R6年度	
				うち決済金
北海道	16	400	212	34
東北	5.9	74	66	8
関東	20	25	17	0.8
北陸	0.0	2.6	3.5	0.1
東海	0.1	0.3	0.4	-
近畿	-	3.3	2.6	-
中国四国	0.0	8.0	8.2	-
九州・沖縄	7.0	49	17	0.7

水田の畑地化に係る取組事例について

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を強力に支援するため、令和4年度補正予算（250億）及び令和5年度補正予算（750億）において畑地化促進事業を措置。これまでに約5万ha以上の水田について畑地化を実施。
- 畑地化により、水田と比べて大区画化や排水対策が容易となり、より効率的な畑作物の生産が可能となる。

○ 近年の畑地化面積の推移(令和3年からの累計推移)



畑地化の取組事例

事例①北海道幌加内町（そば）

- ・ 湿害に弱いそばについて、令和4年度に町全体で約90haを畑地化。
- ・ 畑地化により規模拡大・団地化を進め、大型機械の利用や効率的な農業経営が可能に。
- ・ また、異常気象に対応するため、暗きょ排水の施工等の対策を畑地化を機に一体的に実施し、品質・収量の向上に努めている。



ソバ刈りの様子



暗渠排水工事の竣工

事例②岩手県一関市（大豆）

- ・ 営農組合組織として水田で大豆を20.4ha作付けており、そのうち地権者の合意が得られた約4.3haを令和5年度に畑地化。
- ・ 畦畔を除去したことにより、大型機械の導入が可能となるなど、作業の効率が格段に向上。また、排水対策を実施し、収量・品質等が向上。



大型機械による効率的な大豆栽培作業

事例③大分県佐伯市（栗）

- ・ 当該地域は、栗栽培が盛んな地域であったが、中山間地域のため作業性が悪く、栽培面積が減少。
- ・ 一方、近年、国産栗の需要は加工用を中心に伸びており、水田農業の高収益化に向け、作業性のよい水田を活用した栗栽培の拡大を進め、令和5年度に畑地化促進事業を活用して約5haを畑地化。
- ・ 今後は、収穫機械の導入など作業効率の向上による収益性の向上や、加工業者と連携したブランド化、生産面積の拡大を引続き実施予定。



水田を畑地化して植栽された栗

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）に係る 会計検査院からの指摘事項等について

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）については、会計検査院による令和6年度会計検査の対象となっており、令和5年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。
- これらの実地検査を踏まえ、10月28日に農林水産大臣宛てに処置要求及び意見表示の文書が発出。当省として、会計検査院からの改善の処置要求等を踏まえ、一部要件の見直し等、当事業の適切な運用を進めていくこととしている。

会計検査における指摘事項

- (1) 対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない

〔対象取組の中に、必要な品質や収量を得るために通常行うべき「基本的な作業」が含まれており、低コスト生産等に対する効果が必ずしも十分に期待できるものとなっていなかった。〕

- (2) 対象取組の実施状況等が適切に確認されていない

〔作業日誌等の実績確認書類において、助成対象取組を実施した日付、農地、取組面積、取組に用いた資材の使用量等が記録されておらず、実施状況が明確に確認できない事例があった。〕

会計検査を踏まえた処置要求及び意見表示、当省の対応方針

(会計検査院の処置要求等)

- (1) 対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（意見表示）

- (2) 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（処置要求）

(当省の対応方針)

今後、畑作物産地形成促進事業について、会計検査院の処置要求等を踏まえ、一部の要件や現場確認の改善を実施。

加工用米・新規需要米の適正流通の徹底について

- 加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
- 今般、交付金の不適正な受給を目的とした違反事案が発覚したことから、改めて加工用米・新規需要米の適正流通に係る指導を徹底いただくとともに、交付金の不適正な受給が疑われる事案があれば、地方農政局等へお知らせ下さい。

不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① 名称(氏名)・違反事実の公表
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取消すとともに、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めない(捨てづくりが確認された場合も同様)

などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売委託等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用として販売**
- 主食用米から発生した**「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を**飼料用米に水増して出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された**「ふるい下米」を他の用途に販売**



違反事例

①

飼料用米の数量を水増して出荷

農業者Aは、区分管理方式で取り組んだ飼料用米において、適切な生産を行わず著しい低単収(捨てづくり)となったが、交付金が不交付とならないよう、他の米で水増して出荷。

措置の概要

- 交付金の不交付
- 当年産の取組計画の認定取消
- 翌年産の取組計画の不認定
- 氏名及び違反事実の公表



違反事例

②

WCS用稲から子実を収穫して販売

畜産農家Bは、2カ年において自ら生産したWCS用稲及び購入したWCS用稲から子実を収穫し、主食用米として販売。

措置の概要

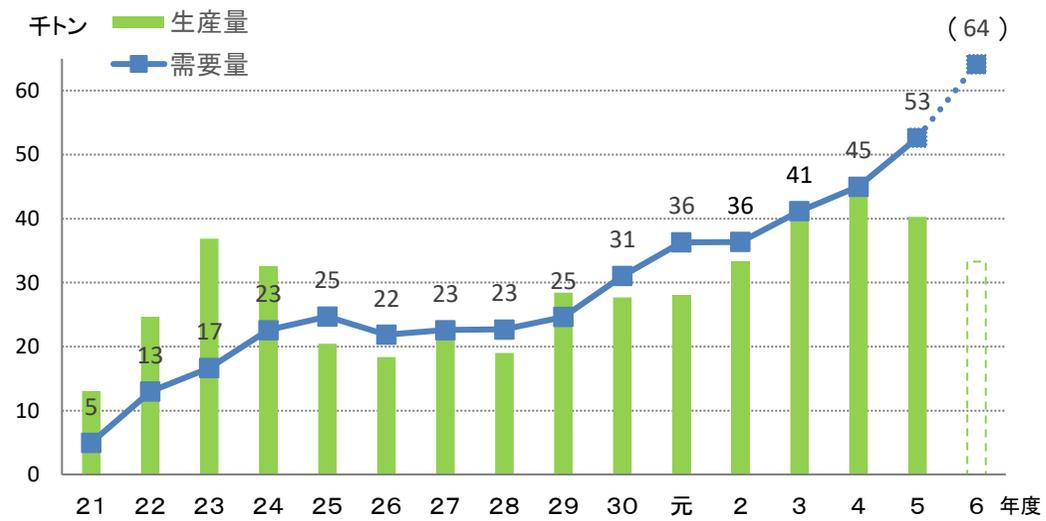
- 交付金の不交付及び返還(加算金を含む。)
- 食糧法遵守事項省令違反に係る県による勧告・公表(氏名及び違反事実)
- 当年産取組計画の取消
- 措置後1年間の取組計画への参加を認めない

- **水田活用の直接支払交付金（令和6年11月6日時点）**
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/220816-63.pdf>
- **畑作物産地形成促進事業（令和6年12月24日時点）**
https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/r7_hata_kome-5.pdf
- **コメ新市場開拓等促進事業（令和7年1月6日時点）**
https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/r7_hata_kome-11.pdf

○ 米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成29年度まで2万トン程度で推移。平成30年には米粉の特徴を生かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を開始。近年米粉の需要量は拡大傾向で推移。
- さらなる米粉・米粉製品の需要創出・利用促進に向け、「米粉需要創出・利用促進対策事業(令和6年度補正:20億円)」を措置しているところであり、米粉の特徴を活かした新商品開発や機械設備の導入等を支援。

米粉用米の生産量・需要量の推移



注) 農林水産省調べ
生産量は新規需要米生産集出荷数量の数値。但し、平成21年度の生産量は計画数量、令和6年度の生産量については認定計画ベースであり、作柄等が反映された実績ベースではない。需要量は需要者からの聞き取り。数値は需要量。

製粉コストの状況

(kgあたり)

	原料価格	製粉コスト	販売価格
米粉	50円程度	90~290円程度	140~340円程度
小麦粉	60~75円程度	70円程度	140~150円程度

注1) 米粉原料価格は企業購入価格(平均値)であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。
注2) 販売価格は大手企業から聞き取った業務用価格(令和5年度)。

用途に応じた米粉の活用



米ピューレ

- ・米穀を加熱処理した後に裏漉しし、ピューレ 状に加工してパン等に利用
- ・乳化剤の代替として利用でき、保湿性に優れたパンの製造等が可能



アルファ化米粉

- ・特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

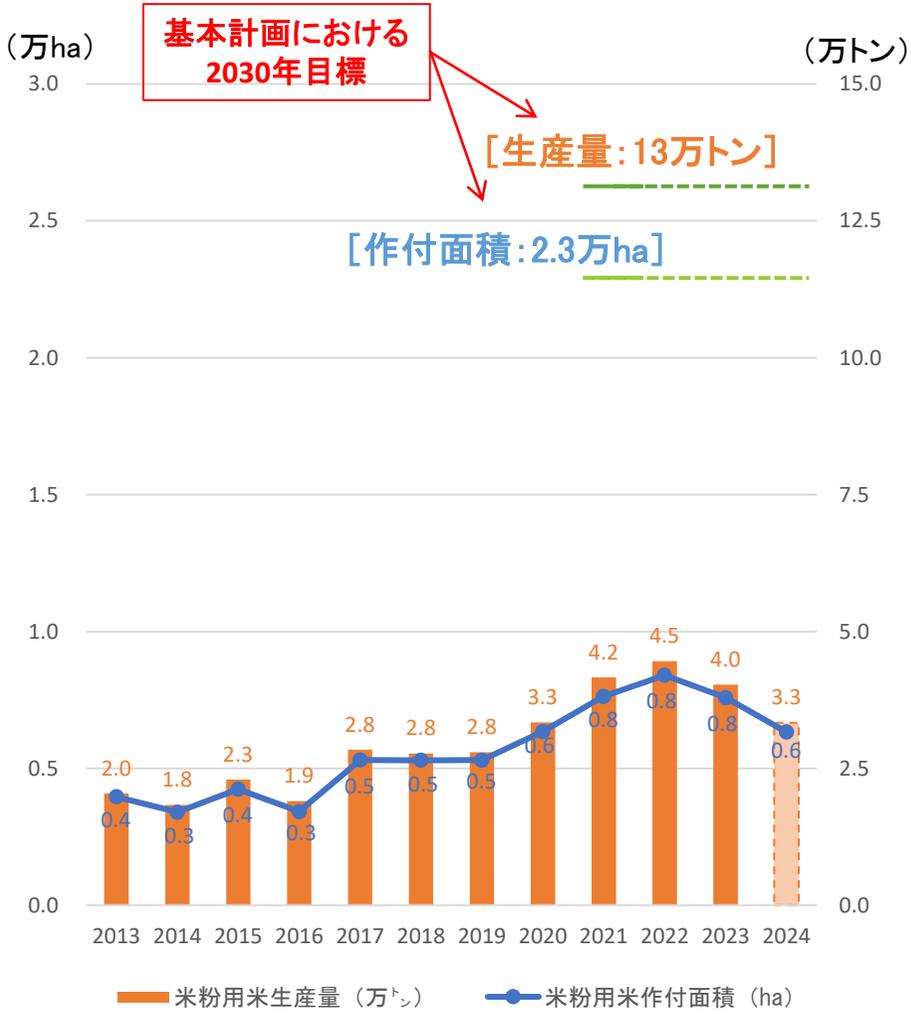
【参考】

製造規模や製品の販売ロット（製造施設の稼働率や輸送費に影響）による米粉の製粉コスト等

- 製造量が年間約300トン以上の製粉企業
 - ・大口ロット（フレコン/10トン単位）：90円/kg程度
 - ・小口ロット（紙袋/1トン未満）：290円/kg程度
- 製造量が年間約300トン未満の製粉企業
 - ・大口ロット（フレコン/1トン単位）：200円/kg程度
 - ・小口ロット（紙袋/30kg単位）：450円/kg程度

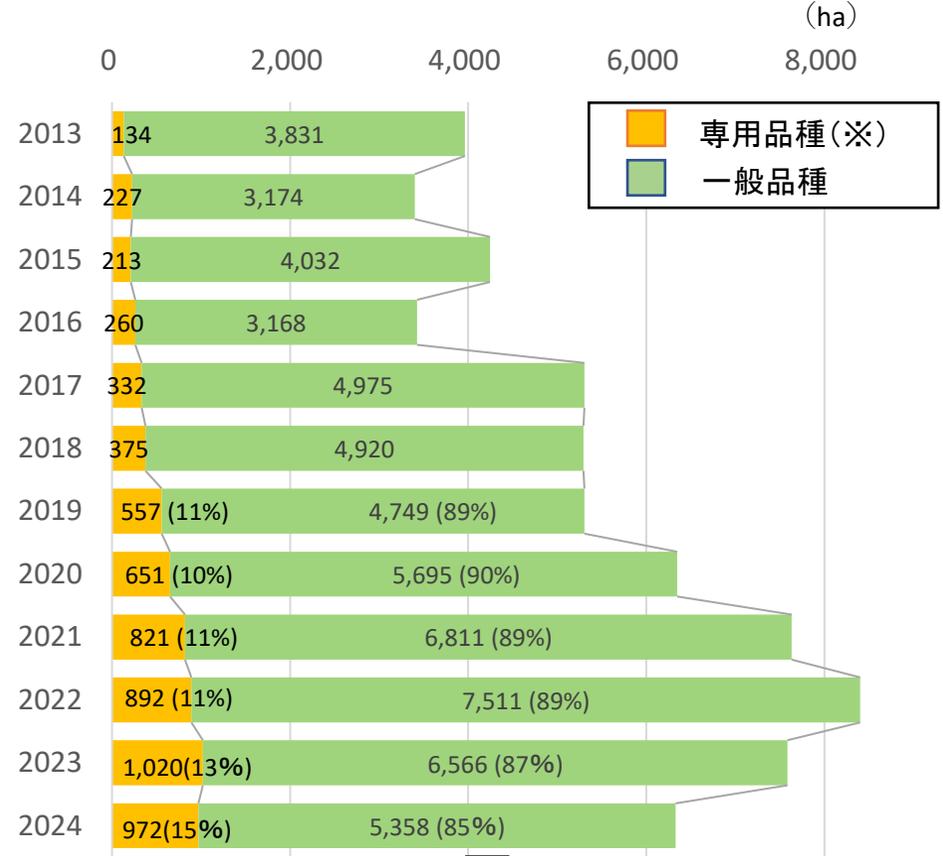
○ 米粉用米の作付面積と生産量の推移、専用品種・一般品種の作付割合

米粉用米の作付面積と生産量の推移



出典: 農林水産省調べ。
 ※2024年の生産量については認定計画ベースであり、作柄等が反映された実績ベースではない。

米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合



ニーズが高まっている専用品種の占める割合が少しずつ増加

出典: 農林水産省調べ。
 米粉用米の専用品種は、2022年までは多収品種(知事特認品種を除く)、2023年からは、「国の委託試験等によって育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(知事特認品種)」を含む。

米粉需要創出・利用促進対策事業

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の需要を創出し、着実な利用促進を図るため、米粉商品の開発、利用拡大に向けた情報発信、米粉製品の製造能力強化の取組等を支援します。

<事業目標>

米粉用米生産量の増加（2.8万t→13万t [平成30年度→令和12年度まで]）

<事業の内容>

国産米粉の特徴をいかした新商品の開発、米・米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、需要の拡大に対応するための製造能力強化に向けた取組を支援します。

1. 米粉商品開発等に対する支援

米粉の需要を創出するために必要な国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等を支援します。

- (例)
- 米粉の特徴を活かした新商品の開発
 - 製造等に必要な機械の開発、導入

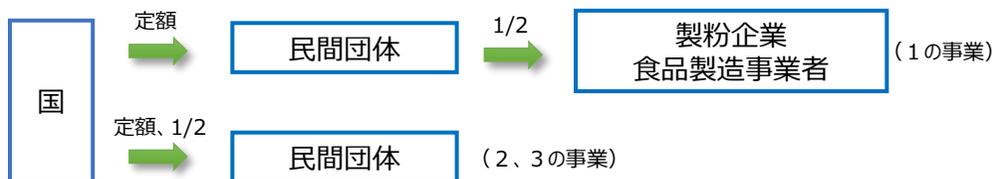
2. 米・米粉消費拡大に向けた支援

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信や全国各地の関係者が連携した利用促進等の取組を支援します。

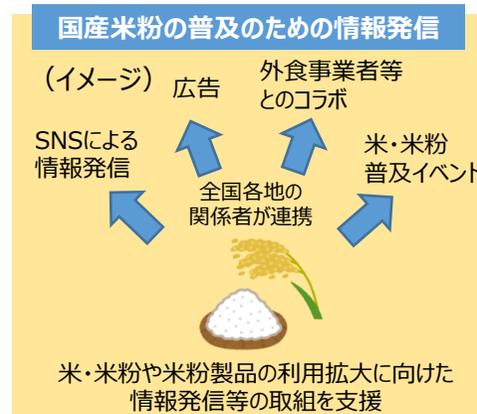
3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



米粉利用拡大セミナー

～グルテンフリー食品の需要と輸出拡大の可能性～

食の多様化が進み、お米をごはんとして食べるものが減った今、お米の新たな食べ方として、米粉を活用したパン・麺等の食品が開発され、近年は、グルテンを含まない等の米粉の特徴を活かした商品の開発が進み、米粉の認知度も上がってきています。

特に小麦アレルギーを持つ方々にとっては小麦の代わりに米粉を使用したグルテンフリー食品は日々の食事に欠かすことができない存在となりつつあり、海外においてはスーパー等でもグルテンフリーコーナーが設置されていることは珍しくありません。

本セミナーでは、米粉を主体としたグルテンフリー食品の製造拡大と輸出の可能性について紹介するとともに、生産者・生産団体と米粉製粉業者・食品加工業者とのマッチングを図るため原料や商品等を紹介するブースの設置も併せて行います。ぜひご参加ください！

【日時】 **令和7年2月25日（火）** 13:30～17:00

【場所】 熊本地方合同庁舎B棟2階会議室

【内容】

1. **米粉をめぐる情勢について（農林水産省）**

※米粉需要創出・利用促進対策事業
（旧・米粉の利用拡大支援対策事業）の説明も行います。

2. **講演**

講演①「グルテンフリー食品の取り組み事例」

**講師：株式会社 SAKU
代表取締役 齊藤 久美 氏**

講演②「海外のグルテンフリー需要と輸出拡大の可能性」

**講師：特定非営利活動法人 国内産米粉促進ネットワーク
理事長 萩田 敏 氏**

3. **米粉関連商品等展示とマッチングを実施**

参加無料

先着100名



国内外のグルテンフリー食品の需要についてご紹介します！！

【主催】九州農政局

※申込方法、会場アクセスは裏面をごらんください

お問い合わせ先・・・九州農政局生産部生産振興課（担当：林田・辻）

TEL:096-211-9111（代）内線4428、4424

米粉利用拡大セミナー参加申込方法及び注意事項

申込先 **★令和7年2月14日(金)17時締め切り(先着順)**

九州農政局Webサイトからの申し込みはこちら。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/250122_2.html

FAXからの申し込みはこちら。

九州農政局 生産部 生産振興課 流通班 宛 FAX:096-211-9745



企業・団体名		
参加者	役職 ふりがな 氏名	該当する職業等を○で囲んでください(複数可) 生産者、生産団体、食品販売・製造業者、 米粉食品製造業者、製粉業者、消費者、行政、 その他()
	都道府県	
	電話(※) — — メールアドレス(※)	
同伴者	ふりがな 氏名	ふりがな 氏名
マッチング希望	有 (相手方:) ※相手方は上記職業等から選択してください。	無

*ご記入いただいた個人情報は、本セミナー運営の目的以外には使用いたしません。
*当日撮影した写真を九州農政局ホームページ等に掲載させていただく場合があります。

アクセス

熊本地方合同庁舎B棟 (熊本市西区春日2丁目10番1号)

【JR】

JR熊本駅から徒歩5分

【市電】

熊本市電A系統 二本木口電停から徒歩2分

【バス】

・熊本桜町バスターミナルからバスで10分

・熊本空港からリムジンバス50分

※合同庁舎の駐車場はご利用いただけません。会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用いただくか、自動車でお越しの場合は、合同庁舎周辺の有料駐車場をご利用ください。

駐車場案内はできませんので、予めご了承ください。

【注意事項】

*ご来場前に体調の優れない方、発病症状等のある方は参加をご遠慮ください。

*本セミナーは17:00には終了しますので、マッチング時間には限りがあります。

終了時間後は、相手方と直接連絡を取っていただきますようお願いいたします。

